**プラント設備における工事・維持管理一体発注方式の試行実施について**

**（お知らせ）**

大阪府都市整備部におけるプラント設備の発注において、「工事・維持管理一体発注方式」を試行実施することにしましたのでお知らせします。

１．工事・維持管理一体発注方式とは

プラント設備の建設工事と保守点検業務を一体的に入札・契約する発注方式です。

○適用対象

・工事完成後に継続的な保守点検業務が必要な設備

・技術的な要件から保守点検業務を工事施工業者にしか実施できない設備

・工事発注時に保守点検業務の計画が立案可能な設備

【契約イメージ図】



２．実施方法（概要）

（１）発注予定情報の公表

・発注予定案件は、「発注予定工事」及び「主要発注予定委託役務業務」において「工事・維持管理一体発注方式」であることを示したうえ、ホームページで公表します。

（２）公告

・大阪府（契約局、都市整備部、各発注事務所等）ホームページに掲載します。

○公告事項の内容

・発注事務所名

・工事名、工事概要、工事施工期間

業務名、業務概要、業務履行期間

・入札参加資格（工事に係る入札資格、業務に係る入札資格）

※「発注の内容」において工事・維持管理一体発注方式であることを記載します。

（３）入札

○入札参加資格

公告に記載した工事に係る入札参加資格及び業務に係る入札参加資格の両方を有することが必要です。

※単体での参加のほか、２者での参加も可とします。

○入札書の提出

入札書は公告等に記載する方法にて提出するものとします。

入札書には、工事及び業務に係る合計の入札価格に併せて、工事に係る入札内訳価格と業務に係る入札内訳価格を記載することとします。

（４）落札候補者の決定

工事及び業務の合計の入札価格が最低の入札をしたものを落札候補者とします。

ただし、工事・業務の入札内訳価格がそれぞれの予定価格相当額の範囲内であるものとします。（工事については、低入札価格調査制度を適用（失格基準価格を設定）します。）

（５）契約

工事と業務の入札内訳価格に基づき、建設工事の請負契約と業務の契約をそれぞれ締結します。

問合せ先

事業管理室技術管理課

設備指導グループ

06-6941-0351（内線2900、2909）